

令和8年第2回（2月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 令和8年2月25日（水） 午後2時45分開会
午後3時35分閉会

2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3-2

3 出席者

教育長	鴫田 道雄	教育長職務代理者	高野 隆晃
委員	若林 洋子	委員	石井 正己
委員	渡邊 智子		

4 出席職員

教育部長	高浦 正充	教育部次長 (教育総務課長)	近藤 英明
教育部参事 (学校教育課長)	鈴木 大介	生涯学習課長	長谷川 秀明
スポーツ振興課長	大久保 治彦	総合教育センター 所長	矢部 やよい
学校給食センター 所長	塩谷 利之	市民会館長	齊藤 秀夫
平川公民館館長	吉末 孝司	長浦公民館館長	須田 紀子
根形公民館館長	大野 正彦	平岡公民館館長	神保 繁一
郷土博物館長	西原 崇浩	中央図書館長	柏木 喜男
学校教育課副参事	南 啓介	教育総務課副参事	浦邊 宜文
教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（袖ヶ浦市教育振興基本計画）の策定について

議案第2号 袖ヶ浦市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第3号 袖ヶ浦市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第4号 令和8年度市立小中学校における長期休業中の学校閉庁日の設定について

議案第5号 社会体育施設等の用途廃止について

日程第5 報告

報告第1号 第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について

報告第2号 臨時代理の報告について（令和7年度一般会計補正予算（第8号））

報告第3号 臨時代理の報告について（令和8年度一般会計当初予算）

報告第4号 臨時代理の報告について（袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第5号 臨時代理の報告について（袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

（教育長）

令和8年第1回（1月）袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

若林委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・教育委員から報告】

日程第4 議案

議案第1号 第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（袖ヶ浦市教育振興基本計画）の策定について

(教育長)

議案第1号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長（教育総務課長）)

第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（袖ヶ浦市教育振興基本計画）を策定したので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第1号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。

提案理由ですが、教育基本法第17条第2項の規定に基づきまして、市教育委員会が策定しました、令和3年度を初年度とする第三期袖ヶ浦市教育ビジョン（教育振興基本計画）前期計画が令和7年度末をもって計画期間を終了することから、今後6年間の計画として第三期袖ヶ浦市教育ビジョン後期計画（教育振興基本計画）を策定するものです。

今回の基本計画は、基本目標を引き続き「未来を創る 心豊かでいきいきとした人づくり」とし、計画期間は令和8年度から令和13年度までの6年間です。

方針1【こども】の分野では「心豊かなたくましい子どもの育成を支援します」。

また、方針2【生涯学習】の分野では、「人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します」。方針3【文化財・文化芸術】では「文化に親しみ、文化芸術を楽しむ場を創造します」ということで、大きく3つの方針に基づき、6年間の袖ヶ浦市の教育の根幹となる計画を策定しようとするもので、これまで永きにわたりご審議いただきましたが、最終案となります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野教育長職務代理者)

先ほどの協議会で話した検討事項がありますが、それをどのように解釈して議決するのでしょうか。先ほど、この原案を直す、直さないと話されていたので、これを付帯的に了承するというのでしょうか。

(教育部次長 (教育総務課長))

先ほどの協議会でいただいた意見につきまして、例えば7ページで「の」が抜けているといった誤字・脱字等の部分につきまして修正をいたします。

ただ、意見をいただいた中で、ホームページのアドレスや、先ほどお話しした地域の教育力の向上の部分などにつきましては、原案の通りとさせていただいて、ご審議いただければと思います。

(高野教育長職務代理者)

わかりました。

誤字・脱字、文章の構成というところは、内容とは大きく変わらないと理解して、この内容で承認するというので、修正したところは後日報告していただくということで了承すれば良いのでしょうか。

(教育部次長 (教育総務課長))

おっしゃる通りです。

現時点では記載しておりませんが、冊子になるときは、教育長の挨拶や文末にこれまでの策定経過等を掲載して発行したいと考えております。

(高野教育長職務代理者)

ありがとうございます。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第2号 袖ヶ浦市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育長)

議案第2号について事務局の説明を求めます。

(学校教育課副参事)

袖ヶ浦市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、袖ヶ浦市立学校職員服務規程の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。

提案理由ですが、職員の育児休業等に関する条例、及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、部分休業及び子育て部分休暇制度が拡充された。この改正を受け、本規定の条文及び様式の整理を行うため、袖ヶ浦市立学校職員服務規程の一部を改正しようとするものです。

この服務規定については、令和6年10月23日付けに「子育て部分休暇」という制度が新しく設けられたことから一度改正を行っております。今回、地方公務員の育児休業等に関する法律、また、県条例が改正されたことにより、部分休業と子育て部分休暇の取得が多様化したことに伴い、手続きや様式等が一部変更になったことで、今回改正を求めるものでございます。

別冊の参考資料1ページに、子育てに係る休業・休暇等一覧をまとめています。かなり複雑になってはいますが、今回、特に関わる部分については、部分休業と子育て部分休暇です。今まで、それぞれ一つの取り方しかなかった、1日の勤務の中に2時間、勤務の始めか終わりに取ることしかできなかったものが、勤務の途中でも取ることができるようになったこと。それから、第2号として今回、1年につき10日相当分までは2時間を超えても取ることができる内容に変更しています。これに伴って、服務規程を改正しようとするものです。

(石井委員)

説明いただいた、取り方が多様化して、第2号が変わったことの改正については、法律や条例の施行が令和8年4月1日からという理解でよろしいでしょうか。

(学校教育課副参事)

令和7年10月1日付で千葉県条例が施行されております。

(石井委員)

県条例の施行日と、この規程の施行日が違うのは、どうしてでしょうか。

(学校教育課副参事)

今回、10月の条例改正を受けて県から通知がありました。その通知を基に本市でも服務規程の改正に向けた準備を整えて参りまして、職員に不利益がないよう現行の服務規程の中で取りまわしができるような形を取りながら、ここまで進めて参ったものです。

(石井委員)

只今、職員の不利益がないようにというお話がありましたが、県条例では10月1日から取得することができたという理解で、袖ヶ浦市では令和8年4月1日まで

取れないという理解になるかと思うのですけれども、そのあたりをもう少し細かく説明していただけますか。

(教育部参事 (学校教育課長))

今、副参事も申し上げましたが、条例改正があつて市へ通知があり、そこから規程の改正に動き出しているのがタイムラグの最たる理由です。

ただ、今回の改正にあたっては、各学校に周知を行っております。この制度改正があつたことは各職員に周知し、もし要望がある場合については、個別に状況を伺うことになっておりましたが、実際にはそのような要望はありませんでした。以上が対応となります。

(教育長)

そもそも県条例と市の規程の改正にタイムラグが生じており、今までの慣例的に、このような対応となっています。県条例と同時に市町村の改正を行っている市町村もない状況です。この部分については、こちらで精査させていただきます。

(学校教育課副参事)

市原市などの近隣市でも、同じようなタイミングとなっています。

(教育部参事 (学校教育課長))

今、教育長の話にありましたように、今まで慣例的に、通知を受けて改正へ動き出してきたのは、本市に限らず行われてきたかと思います。そのあたりのタイムラグについて解消できるのか等、4市の主幹級での会議がありますので、今後の議題にしながら可能な限りの対応をして参りたいと思います。

(石井委員)

今回のことはわかりました。

もし、県からの通知が遅いというような要因があれば、教育委員会の連合会等を通じて申し入れを行うなど、職員の権利に関する部分ですので、その辺りは県などに伝えていただきたいと思います。

(教育長)

市の管理規則と服務規程は、あくまでもモデルとして出されており、それを変更することは市町村の責任とされています。そのまま放置してしまえば、ずっと変わらないという事態が起きます。過去にもそういう事例がありましたので、職員の不利益を被るという視点であれば、千教連を通して県に申し入れをするという対応も必要かと思います。

(教育部参事 (学校教育課長))

承知いたしました。

(高野教育長職務代理者)

先ほど、令和7年10月1日とあったのは、提案理由の服務規程の一部が改正されたという日付が、令和7年10月1日という解釈でしょうか。

(学校教育課副参事)

はい。

(高野教育長職務代理者)

その部分を記載していただかないと、石井委員からの質疑があったからわかったものの、誤った解釈で、令和4年と令和7年に条例改正されたにも関わらず、改正せずに棚上げしていたのかなと捉えてしまいました。提案理由に「令和7年10月1日に改正された」という文言を入れた方が良かったと思います。その記述がないと、正しく判断できませんので、その点について追記等をしていただきたいと思います。

(教育部参事 (学校教育課長))

承知いたしました。

(教育長)

以上をふまえ、議案第2号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第4号 令和8年度市立小中学校における長期休業中の学校閉庁日の設定について

(教育長)

議案第4号について事務局の説明を求めます。

(学校教育課副参事)

令和8年度市立小中学校における長期休業中の学校閉庁日の設定について、長期休業中の学校閉庁日を別紙のとおり設定したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第22号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由として、平成29年12月26日付文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」において、「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置」として、「長期休業期間において年次有給休暇を確保でき

るように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す」とされたことから、本市における学校閉庁日の設定を別紙のとおり設定しようとするものでございます。

35ページに別紙を添付しており、令和8年度は8月10日(月)、12日(水)、13日(木)、14日(金)、それから12月28日(月)を合わせた5日間の学校閉庁日を設定しようとするものです。なお、8月11日(火)は山の日で祝日です。

また、別冊資料6ページには、県教育委員会からの通知を載せていますので、併せてご確認いただければと思います。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

―― 質疑なし ――

(教育長)

議案第4号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第4号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第5号 社会体育施設等の用途廃止について

(教育長)

議案第5号について事務局の説明を求めます。

(スポーツ振興課長)

社会体育施設等の用途廃止について、社会体育施設等を用途廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第22号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

対象施設は、総合運動場、今井野球場、臨海スポーツセンター、長浦運動広場、根形運動広場、永吉運動広場、平岡運動広場、のぞみ野サッカー場、教職員住宅跡地の9ヶ所になります。

提案理由として、令和7年12月議会において、袖ヶ浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が可決されたことに伴い、令和8年4月1日よりスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く)が市長事務部局へ移管されることが決定したこと、また、社会体育施設の管理者を教育委員会から市長へ変更することが決定したため、教育財産としての用途を廃止するものでございます。

(高野教育長職務代理人)

対象施設の中に教職員住宅跡地等とありますが、これもスポーツ振興課で管理しているということよろしいですか。

(スポーツ振興課長)

スポーツ振興課が管理しております。

(高野教育長職務代理人)

わかりました。

もう1点、百目木公園のプールや野球場の管理はどちらですか。

(教育部次長(教育総務課長))

百目木公園につきましては公園施設です。所管は都市建設部ですので、教育施設ではありません。

(高野教育長職務代理人)

ありがとうございます。

(石井委員)

教育委員会の教育財産として廃止されますが、市長部局では、どのような位置付けで整理されるのか、おわかりになれば教えてください。

(教育部次長(教育総務課長))

一般行政財産としての取り扱いとなります。令和8年度から健康こども部という部署が担当になりますので、そちらの所管財産というような形で位置づけられるかと思えます。

(教育長)

議案第5号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第5号は賛成全員で原案どおり議決されました。

日程第5 報告

報告第1号 第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について

(教育長)

報告第1号について事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長)

第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画の策定について、第五次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画を別添のとおり策定したので報告するものです。

本日、子ども読書活動推進計画の本編と概要版を配布しております。こちらにつきましては、現行の第四次計画が本年度で最終年度となることから、次期計画となる第五次計画について策定を行ったものです。

10月22日の協議会で意見等をいただいたものを反映させた後に、パブリックコメントを12月から1月にかけて実施いたしました。こちらでは、意見なしでしたので、今回の計画という形で策定いたしました。3月に製本版を配布させていただきます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

報告第2号 臨時代理の報告について(令和7年度一般会計補正予算(第8号))

(教育長)

報告第2号について事務局の説明を求めます。

(教育総務課副参事)

報告第2号臨時代理の報告について、令和7年度一般会計補正予算(第8号)の事項について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものです。

急施を要するやむを得ない事情があるので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、令和8年第2回(2月招集)袖ヶ浦市議会定例会提出議案(令和7年度一般会計補正予算(第8号))に同意することについて、別紙のとおり臨時に代理しました。

理由といたしましては、本件は、令和8年第2回(2月招集)袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別紙のとおり市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要したため、臨時代理を行ったも

のです。

51ページは臨時代理書、52・53ページは、令和8年1月29日付けで市長より意見を求められ、予算議案へ意見は無い旨を回答した写しです。54ページから55ページは、今回の補正予算案に関する予算科目や事業名称、金額などについて、財政部局から送付されたものになります。

補正予算案の内容につきましては、参考資料により説明いたします。参考資料の24ページ、歳入予算について主なもののみ説明し、金額につきましては、資料に記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

教育総務課予算、蔵波小学校大規模改造補助金と昭和小学校大規模改造補助金ですが、蔵波小学校と昭和小学校の照明設備をLED化する工事を実施するものです。当初は令和8年度予算において国の補助金を活用して実施を予定していましたが、国の補正予算で交付決定を受けることが可能となったことから、今回の補正予算に前倒しで計上したものです。また、市債の蔵波小学校大規模改造事業債と昭和小学校大規模改造事業債についても同様の理由となります。続いて、学校教育課以降につきましては、今年度の実績や入札差金などにより、それぞれ減額又は増額の補正予算を計上しております。そして、歳入の補正額の合計は、2,626万1千円の増となります。

続きまして27ページ、歳出予算です。教育総務課では、昭和小学校、蔵波小学校照明器具更新工事の費用を計上しております。続いて、29ページの生涯学習課では、埋蔵文化財調査事業におきまして、会計年度任用職員の人件費などの執行残について減額の補正予算を計上したのようになります。最後の31ページのスポーツ振興課では、総合運動場等管理事業において、燃料費や電気料の高騰による指定管理料の増などにより増額の補正予算を計上しております。その他、各課等の補正予算については、今年度最後の補正予算となるため、事業費が確定した執行残及び執行残の見込みに対する減額となっております。歳出の補正額の合計は、1億3,519万1千円の増となります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

参考資料27ページの教育総務課欄の5段目に、積立金として2億円を補正していますが、この積立金の内容と目的について教えてください。

(教育総務課副参事)

今後も発生する教育施設の整備等に利用するというので、2億円を基金へ積み立てをするため計上しております。

(教育部長)

税収が増えたことから、積立金に回してもらったものです。

(石井委員)

わかりました。

(教育長)

現時点での積立金は、どの程度ありますか。

(教育総務課副参事)

3億7000万円程度です。

報告第3号 臨時代理の報告について（令和8年度一般会計当初予算）

(教育長)

報告第3号について事務局の説明を求めます。

(教育総務課副参事)

臨時代理の報告について、令和8年度一般会計当初予算について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものです。

理由としまして、本件は、令和8年第2回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別紙のとおり市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要したため、臨時代理を行ったものでございます。

64ページは臨時代理書、65・66ページは、令和8年1月29日付けで市長から意見を求められ、予算議案へ意見は無い旨を回答した写しです。67ページから78ページは、令和8年度当初予算案に関する予算科目や事業名称、金額などについて、財政部局から送付されたものになります。

当初予算案の内容につきましては、参考資料33ページの歳入予算から、主なもののみ説明いたします。前年度と比較して大きく減額となっているのは、主に昭和中学校校舎増築事業に関連する歳入となります。教育総務課の16款1項2目1節、中学校費負担金の公立学校施設整備費国庫負担金（昭和中学校校舎増築事業）、16款2項6目2節、中学校費補助金の昭和中学校太陽光発電等導入補助金、20款2項5目1節、教育施設整備基金繰入金、23款1項7目3節、中学校債の昭和中学校校舎増築事業債が関連歳入で減額となります。その他に大きく増額となっているのが、16款2項6目3節、社会教育費補助金のうち、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助金2,620万5千円で、山野貝塚整備工事に係る補助金となります。また、17款2項8目2節、保健体育費補助金の千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金2億2,253万4千円と22款5項1目1節、小学校給食費

1,732万8千円は、小学校給食費の保護者負担額の軽減に係るものとなります。その他、各種補助金や施設等の使用料などの収入を含めまして、歳入額の総額は5億6,522万3千円です。

続きまして、歳出予算は36ページから44ページまでとなります。教育部の主な事業予算につきまして説明いたします。37ページ16番の中学校環境整備事業ですが、中学校体育館への空調設備の設置に向けた設計委託費用となります。38ページの学校教育課の58番から62番は、中川幼稚園の閉園に伴う予算の減額です。39ページの学校給食センターの78番共同調理事業は、給食費の食材の高騰を見込んでの増額です。41ページ、103番の山野貝塚保存活用事業は、歳入で説明しましたが、工事開始に伴う工事請負費の増額です。続いて、43ページ165番の長浦おかのうえ図書館運営事業ですが、工事請負費が増額となっており、長浦おかのうえ図書館のエレベーターの更新に伴い計上しています。最後に、43ページから44ページにかけて、スポーツ振興課の予算は、来年度、市長部局に移管するというものもありまして、予算が減額となっております。

令和8年度当初予算の歳出総額といたしましては、23億2,107万3千円、前年度当初予算に対して6億1,053万2千円の減となっております。なお、減額の原因につきましては、先ほど申し上げた通り、昭和中学校の校舎増築事業費が一番の大きな減額の要因となっております。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野教育長職務代理者)

要望になります。11月19日の定例会の際に、予算要求の教育方針が出ています。昨年度までは、予算要求に対する査定結果表が出されていましたが、今回は作成しないというお話でした。

新たに渡邊委員が教育委員に就任しました。どのような要求をし、どのように要求が通ったのかについては予算書ではわかりません。教育委員としては、そのような資料をいただかないと、予算を読み解くことは難しいと感じました。どの事業の要望が通ったか等の査定結果表があることによって私達も理解ができます。

例えば、様々な人材について「1人増やすから増額したい」、「こういう事業を展開したい」ということを色々なところから聞いておりますが、予算が減額されましたという結果だけで済まされてしまうと、話して意見をまとめたり、聞いたりしたことが知らない、わからないままの状態、次の令和9年度の予算要求をされるのはいけないと思います。

査定結果表の作成は大変だと思いますが、今までそういう話し合いの中で、査定結果表が作られて提示されていたと思うので、できればこういう資料があった方がよいのではないかと思います。

教育委員が交代しても、その査定結果表を見ることによって、私達が抱えている予算的なもの、あるいは今後の大事な資料になるのではないかと個人的に思います。

ので、ぜひ検討していただきたいと思います。

もう一点は、先ほどの話の中に体育館施設のエアコンの計画に向ける話がありましたが、前向きに動いたと考えてよろしいでしょうか。

(教育部次長 (教育総務課長))

まず先に、体育館の話させていただきます。学校体育館の空調設備の設置につきましては、来年度の予算におきまして中学校3校分の実施設計について予算計上しております。学校を申し上げますと、昭和中学校、蔵波中学校、平川中学校の3校を予定しております。

実施設計ですので、また令和9年度以降の工事、その他の学校についても順次計画的に進めていきたいというところで、まずはスタートが切れたという認識をしております。

予算に対する査定結果についてですが、資料の作成については、こちらとしても様々な要望をしている中で、結果として載せていたところはあるかと思えます。本日もご意見として頂戴いたしますが、これらの要望が通った、通らなかったという話が必要かどうかという話がありまして、今回は作成しておりません。査定結果表があった方がよいということでご意見として頂戴させていただければと思っております。

(石井委員)

高野委員の発言に関して、私も基本的に賛成です。例えば、常任委員会や予算委員会への資料等の既存のものでも構わないと思うので、何かその主要な事業の一覧表のようなものがあれば説明を効率的にできると思いますし、事前配布していただければ、それを見ながら説明していただければ良いと思うので、既存資料の活用等を考えていただけないかということが一点です。

あと、この内容について1点教えていただきたいのですが、37ページの学校教育課の31番、小学校要保護及び準要保護児童の援助費、それから中学校だと46番が減っております。減額の理由を教えてください。

(教育部参事 (学校教育課長))

まず、小学校要保護及び準要保護児童の援助費につきましては、給食費の国費が入った負担軽減措置におきまして、そもそも要保護及び準要保護には、給食費の補填分の金額が入っていましたが、そこが削れたために小学校は大幅に減になっております。

中学校の減につきましては、現時点の人数の算定において、今までずっと上がり続けていましたが、今年度は少し下がってきていますので、対象人数が少し減ったという形です。

(石井委員)

ありがとうございます。

報告第4号 臨時代理の報告について（袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について）

（教育長）

報告第4号について事務局の説明を求めます。

（教育総務課副参事）

報告第4号について、臨時代理の報告について、袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものです。

理由といたしましては、令和8年第2回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別紙のとおり市長より意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件ではありますが、急施を要したため、臨時代理を行ったものでございます。

80ページは臨時代理書、81・82ページは、令和8年2月5日付けで市長より意見を求められ、付議事件に同意する旨を回答した写しです。

今回の件につきましては、昨年、市長部局より袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例（案）に対し意見を求められまして、11月の教育委員会定例会で審議をしていただき、事務局案のとおり意見なしで回答したものでございます。改正については11月の時点と同様で、情報公開制度の趣旨を維持しながら、過度または不適切な利用によって行政機能に支障をきたす事態を未然に防止し、制度の適正な運用を確保することを目的とし、権利の濫用禁止規定の新設と費用負担の見直しを実施する内容となっているものでございます。

今回は、その条例案を議会定例会へ上程することについて、同意を行ったものの報告となります。

（教育長）

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

報告第5号 臨時代理の報告について（袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

(教育長)

報告第5号について事務局の説明を求めます。

(教育部参事(学校教育課長))

83ページ報告第5号でございます。

臨時代理の報告について、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の事項について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

理由としましては、報告第4号の公開条例の文言と同様となります。

ちなみに、この特別職の非常勤の報酬、費用弁償につきましては、先月の協議会において皆様方にご審議を賜ったものでございます。医師、歯科医師、薬剤師の年額の報酬についての増額を図るものです。実際には、職員課所掌のものでございますので、今回このように意見照会があり、臨時代理をしましたので報告申し上げます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

以上

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開となります。

・ 日程第4 議案第3号